

令和 7年 4月21日

保護者様

風雪水害発生時の市内小中学校の対応について

鎌ケ谷市教育委員会
鎌ケ谷市立第三中学校
校長 関根 延年

日頃より鎌ケ谷市の教育につきまして、ご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、これまで台風などによる暴風雨の発生や局地的な集中豪雨により各地で被害が発生するなど、児童生徒の安全確保の重要性は、ますます高くなっております。これまでも本市では、児童生徒の災害時の安全確保に努めてまいりましたが、風雪水害発生時につきましては、下記の要領でおこなってまいります。保護者の皆様におかれましても、一層の御協力を宜しくお願いいたします。

記

1 風雪水害発生時の基本対応（**就業時間中**に暴風雨などの情報が入った場合）

風雪水害発生などの情報 → 状況判断（市教委と学校職員間で行います。）

→ 警戒レベル1～2 → 安全確認後に状況・実態に応じ**集団下校**となります。

→ 警戒レベル3～5 → 原則として学校待機とし、**安全確認後に集団下校**となります。

2 具体的な対応

（1）**前日までに暴風雪雨などの情報が入った場合**

①市教育委員会は、情報が入り次第、各学校にFAX等による情報提供と注意喚起を行います。

②学校から、保護者に対してスクリレ、学校のHPを使って、翌日の登校についてお知らせをします。

（2）**就業時間中に警戒レベル1～5の暴風雪雨となった場合**

①警戒レベル1～2の場合

【大雨注意報、大雪注意報、洪水注意報、土砂災害警戒情報 発令】

- ・教員が学区の被災状況を確認し学区や地域が**安全であることを確認後に下校**させます。
- ・下校については、安全確保を前提に**集団下校**とし、**通学路の要所に教員が立って下校を見守り、教員がパトロール**を行い、生徒の安全を確保します。

②警戒レベル3～5の場合

【大雨警報、大雪警報、洪水警報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報 発令、数十年に一度の大雨避難準備、避難指示】

- ・教員は、自身の安全を確保の上、無理をしない範囲で学区の被災状況を確認します。
- ・**原則は、学校待機**となります。
- ・学区の被災状況を確認し、**学区や地域が安全であることを確認後に集団下校**させます。
- ・下校については、市教育委員会からの指示後に生徒の安全確保及び通学路の安全を確認した上で**集団下校**を行います。通学路の要所に教員が立って下校を見守り、教員がパトロールを行い、生徒の安全を確保します。

（3）**就業時間外（翌日が登校日となる休日など）に暴風雪雨等の情報が入った場合**

- ・登校については、**市教育委員会が登校する日の前日に判断**します。その後、スクリレや学校のHP等でお知らせします。

（4）その他

①台風の接近や大雨大雪の影響が予想される場合は生徒が安全に登校することを最優先にし、**保護者の判断により欠席や遅刻する場合も欠席遅刻の扱い**にはしません。

②注意報、警報が発令された場合には、**下校時刻や方法などの対応について、スクリレ、学校のホームページなど**でお知らせします。**スクリレに御登録されていない方は、御登録をお願いします。**